

2002年3月18日

(社)日本ハンググライディング連盟

会長 朝日 和博 殿

安全性委員会委員長 城 涼一

「事故報告書に対する意見書対応について(諮問)」(二月十五日付け朝日会長への回答)

以下二月十五日付けで貴殿より諮問がありました、各常設委員会からの意見への対応及び、理事会からの調査方法についての指摘について、安全性委員会として回答いたします。

1 各常設委員会からの意見への対応について

安全性委員会は、調査を行なった事故に関して、他の常設委員会から何らかの意見が出されたとしても、それを考慮する事はできない。

理由は次の二点である。

(1) 委員会活動の中立性、独自性

安全性委員会は事故を調査し、その原因を解明し、今後の対策を示唆することを職務とするから、連盟の中でも特に中立の立場を取らなくてはならない機関である。

中立の立場を維持するためには、理事会、各種委員会を含む第三者の意思から独立して職務を行なう事が不可欠である。

従って、提出された報告書の内容に対して他者から意見が出され、その意見に影響されて、たとえ報告書の一部でも修正したり削除したりする事は許されない。

中立の立場を貫かなければならない当委員会の立場として、朝日会長の諮問は受け入れる事はできない。

(2) 各委員会の利害関係について

また、各委員会となっているが、提出された意見書はパラグライダー競技委員会、教習検定委員会、制度委員会の三委員会に留まる。この内のパラグライダー競技委員会委員長 A 氏、教習検定委員会委員長 B 氏の二氏は、今回の事故に関わり、かつ訴訟事件の相被告とされている、有限会社 C 社及び同代表 D 氏と密接な密接な利害関係を有する。

そのような客観的に中立を欠いた立場にある者の意見を取り入れる事は、中立を要求される安全性委員会の責務に反し、取り入れる事はできない。

2 主催者の事情聴取が必要である、との理事会からの指摘について

安全性委員会は、事故調査の具体的な方法について、理事会からの指示を受ける事はできない。

理由は次の三点である。

(1) 委員会活動の中立性、独自性

安全性委員会は事故を調査し、その原因を解明し、今後の対策を示唆する立場にある。

従って連盟の中でも特に中立の立場を取らなくてはならない機関であり、提出された報告書の内容に対して、他者からの他者からの意見に従って報告を修正する事は、中立性に違反する事を前述した。

しかし真に中立性を維持するためには、報告の内容だけでなく調査の方法に関しても、安全性委員会が独自に決定しうる事が不可欠である。厳正に中立の立場を貫かなければならない当委員会の立場としては、たとえ理事会の意見であっても受け入れる事はできない。

調査の方法、手段、順序は様々な考え方がありうるが、それは安全性委員会が独自に検討し決定しなければならない。

(2) 大会主催者からの事情聴取の必要性を認めない

大会主催者の事情については、民事訴訟において準備書面及び書証により、相当詳細な主張がなされており、現時点では大会主催者からの事情聴取をする必要性を認めない。

(3) 大会選手に対するアンケート実施

事実をより正確に把握するために、大会に参加した選手に対するアンケート調査を実施する。